

丸亀市協働推進計画（案）に関するパブリックコメント実施結果について

生活環境部 生活課

平成 20 年 3 月 12 日

1. パブリックコメント概要

意見提出期間 平成 20 年 1 月 31 日（木）から平成 20 年 2 月 29 日（金）まで

意見提出者数 2 人（窓口持参者 1 名、郵送 0 名、FAX 0 名、電子メール 1 名）

2. 意見の概要と市の考え方

(1) 案文について

	意見の概要	市の考え方
1	市民活動推進センターの具体化において市民参画がどのようになされたのか。	市民活動推進センターの機能や運営方法については、丸亀市の市民活動の活性化に最も適したセンターとなるよう市民等（市民、コミュニティ、市民団体、事業者のこと。以下市民等とする）と一緒に作り上げていくものと考えております。
2	市民参画は良い反面、手数がかかり行政から見れば円滑な運営の妨げになる場合があるが、それを乗り越えるべきではないか。	市民参画は自治基本条例の中に丸亀市の自治の基本原則の一つとして規定されており、また、丸亀市総合計画の中でも施策目標として掲げています。市民参画には事業内容や組織に応じた様々な協働の形があり、その活動の積み重ねの中で熟成されていくものであるため、今後とも積極的に推進していきます。
3	各主体による評価とは、誰が行うのか。	評価は、事業に関わった市民等と行政すべてが行います。また、評価については公表し、次年度以降の事業に反映させることとしています。
4	広報活動により、情報の公開を徹底すべきではないか。	協働に関する情報については、第 3 章（1）で述べているように、広報誌やホームページの活用、情報誌の発行など、協働の推進に関するすべての情報について、積極的な発信を行うこととしています。

5	<p>1.第 章 市の施策 (1)広報、啓発活動</p> <p>情報発信・啓発対象として、企業を明記すること。</p> <p>多くの市民が企業に勤務し、また企業自身も行政・NPO・ボランティア団体との協働も必要なので、積極的に広報・啓発していく必要がある。</p>	<p>企業（この計画内では事業者）の市民活動への参加は大切ですが、協働を推進していくためには、企業だけでなく様々な主体が各々に応じた役割を担っていくことが求められています。</p> <p>このため、第 章（５）で協働推進計画の担い手を市民等及び市と定義し、企業に限らずすべての主体について広報・啓発を行っていきます。</p>
6	<p>(2)人材の育成</p> <p>NPO、市民団体等に対する人材育成や活動団体の育成の必要性について明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO・ボランティア活動団体の育成、市民の参加しやすい組織化のための研修 ・ 協働コーディネータの育成(行政、NPO・市民団体ともに) ・ 企業向けの協働推進研修、人材育成 ・ 中間支援組織の育成に向けた研修(行政、NPO・市民団体両方に対して) ・ 行政職員に対する協働推進の意識向上のための研修 	<p>人材や活動団体の育成は協働を進めていくうえで重要な課題であり、そのための研修会や講座の開催等については計画的に実施し、ご提案の具体的な点については、事業を実施する中で反映させて参ります。</p>
7	<p>(3)活動基盤の整備</p> <p>市民活動推進センター(仮称)の設置にあたっては、次の点を明確化して記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営検討会(仮称)で検討するのでは、設置目的が不明確である。 ・ 推進センターの目的、役割、権限の明記 ・ 協働推進の中心的役割の明確化 ・ 行政と NPO・市民活動団体との調整機能の明記 ・ 情報収集・発信、ネットワークの整備 	<p>市民活動推進センターの設置については、総合計画実施計画の中で「市民活動が活発に展開していくための支援機能を有するセンターを設置する。」としており、これに沿ったものを想定しています。このため、市民等の自主的な市民活動を行うための機能性や役割等については、実際に活用する団体等と協議する中で方向性などを定めたいと考えています。</p>
8	<p>(4)相談窓口の設置</p> <p>相談窓口は、行政のみならず NPO 等の中間支援組織内にも設置すること。</p>	<p>中間支援組織内に相談窓口を設置することは必要と考えますが、そのためには豊富な知識と経験を有する人材が必要であります。今後研修等を行いながらその役割を担える団体や人材の</p>

		育成を図ることとしています。
9	<p>(5)交流、連携の推進</p> <p>次の点を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業向けの情報発信、受信 ・協働コーディネータ設置による情報の整理、活用 	協働に関する様々な情報を共有しながら推進してまいります。
10	<p>(6)市の事業への参入</p> <p>市民提案による協働事業の実施のみならず、地域の課題、社会的課題の抽出・収集段階から市民等の積極的参画を促し、役割分担を協働しながら検討できる仕組みづくりを行うこと。</p> <p>行政に都合の良い案件のみの協働事業募集とならないよう歯止めを設けること。</p>	市の事業への参入としては、市民提案による協働事業に限らず、地域コミュニティ自らのまちづくり計画において地域課題の抽出を行う中で、自助、共助、公共の役割分担のもと課題解決を図るなど、市民の積極的な参画を促しています。
11	<p>2.第 章 庁内体制の整備</p> <p>(1)～(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働コーディネータの役割箇所を庁内に設けること。 ・協働推進連絡会の役割、権限、機能を明確化しておくこと。 ・職員の啓発に当たっては、協働モデルケースを作り研修するなど具体的に行うこと。 	庁内での協働コーディネータの役割は生活課で担うとしていますが、職員の意識の高揚と啓蒙、啓発のための研修を行い、担当部署だけでなく協働が全庁的に取り組めるための体制作りを行います。